



東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成 21 年 1 月 29 日

東京都知事 石原 慎太郎

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画改定の考え方について

2 諮問の理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成 17 年 3 月に東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を 5 年間としている。

そこで、平成 22 年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画改定の考え方について諮問するものである。